

～半島振興法に基づく税制優遇措置～

島原市で お得に設備投資！

税負担 軽減！



法人税・固定資産税などの軽減のチャンス！

法人税・所得税の軽減（国税）

対象業種の事業者が対象設備の取得、建築等を行った場合、5年間、割増償却（減価償却の特例）ができます。

固定資産税などの軽減（地方税）

長崎県と島原市では、国の財政支援の下で、事業税、不動産取得税、固定資産税の税率が最長3年間優遇されます。

幅広い
対象

対象
業種

製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業等（注1）

対象
設備

機械・装置、建物・附属設備、構築物等の償却資産のほか、家屋やその敷地である土地（注2）

中小
企業応援

最小で500万円の設備投資から利用可能

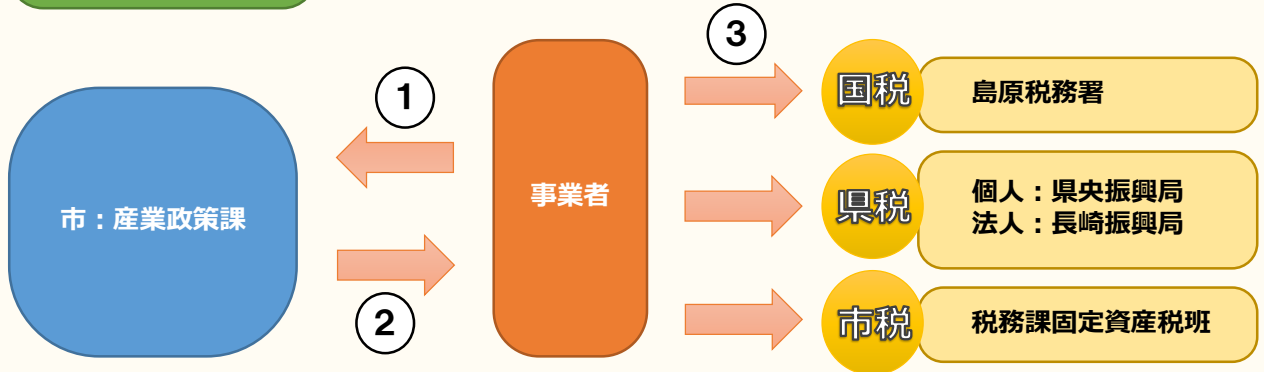
製造業と旅館業は事業者の規模に応じて、農林水産物等販売業と情報サービス業等は資本金の規模に関わらず500万円の設備投資から利用可能。

| 事業者の規模（資本金） | | 1,000万円以下 | 1,000万円超 5,000万円以下 | 5,000万円超 |
|-------------|-----------------------|-----------|-----------------------|-----------|
| 取得 価格 | 製造業・旅館業 | 500万円以上 | 1,000万円以上 | 2,000万円以上 |
| | 農林水産物等販売業 情報サービス業等 | 500万円以上 | | |

※国税においては、事業者の資本金が5,000万円超を超える場合、新增設に係る取得等が対象となります。

税制優遇を受けるためには

手続きの流れ



- ①事業者による設備取得後、市：産業政策課へ**確認申請書**（注3）を提出。
- ②確認申請書において取得設備の確認を行い、公印を押した書類を事業者へ返還。
- ③確認を受けた書類その他**必要書類**（注4）を準備し、各課税担当部局へ申請。

島原市における税制優遇措置

半島振興法に基づく島原市産業振興促進計画に適合する場合には、固定資産税において不均一課税が適用されます。※**都市計画税については対象外**となります。

| 標準税率 | 初年度 | 第2年度 | 第3年度 |
|------|--------------------|-------------------|------------------|
| 1.4% | 0.14% (標準の1/10) | 0.35% (標準の1/4) | 0.7% (標準の1/2) |

■このほか、国税及び県税優遇措置の手続き方法等については、税務署または県央（長崎）振興局税務部へお問い合わせください。

| 内容 | 問い合わせ先 | 電話番号 |
|-------------------|---------------|--------------|
| 産業振興促進計画・確認申請について | 島原市産業政策課商工班 | 0957-68-5483 |
| 市税について | 島原市税務課固定資産税班 | 0957-62-8015 |
| 県税について（個人） | 県央振興局税務部課税課 | 0957-22-0508 |
| 県税について（法人） | 長崎振興局税務部課税第一課 | 095-821-9434 |
| 国税について | 島原税務署 | 0957-62-3281 |
| 半島振興法制度全般について | 国土交通省半島振興対策室 | 03-5253-8425 |

（注1）半島振興法に基づく「島原市産業振興促進計画」を作成しており、当該業種の事業者が行った設備投資に適用することとします。また、「情報サービス業等」とは、有線放送業、ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業又はインターネット付随サービス業に属する事業その他の法律および総務省令で定める事業をいいます。

（注2）優遇措置の内容については税目ごとに異なります。なお、固定資産税の不均一課税の対象となる設備等は、市内で事業の用に供する償却資産及び家屋並びに当該家屋の敷地である土地となります。ただし、土地については、取得の翌日から起算して1年以内に、当該土地を敷地とする上記家屋の建設の着手があった場合であり、また当該家屋の建設部分のみが対象となります。

（注3）確認申請書については別途様式があります。詳しくは産業政策課商工班へお尋ねください。（島原市HPでもダウンロードできます。）

（注4）税制優遇の適用申請については、申請先ごとに必要書類や手続き方法が異なります。申請前によくご確認ください。